

資 循 第 1067 号
令和 5 年 4 月 28 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

令和 3 年 4 月 5 日付け環循適発第2104051号等を受けての本県の
取扱いについて (依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚く
御礼申し上げます。

さて、別添令和 3 年 4 月 9 日付け資循第1063号により、令和 3 年 4 月 5 日付
け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃棄物処理施設等の更新及
び交換に係る手続について」の周知を依頼したところですが、本通知を受け、
このたび、本県における廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続の取扱い
を別紙のとおり定めましたので、お知らせします。なお、本取扱いは県所管域
の廃棄物処理施設等の更新及び交換に係るものですので、県所管域外の廃棄物
処理施設等における取扱いにつきましては、各地域を所管する行政庁にご確認
ください。

つきましては、貴協会会員あて周知くださるようお願いいたします。

問合せ先
指導グループ 渡辺
内線4166

資 循 第 1 0 6 3 号
令和3年4月9日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号により環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたので、貴協会会員へ周知くださるようお願いいたします。

問合せ先
指導グループ 新井
電話：(045)210-4156

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る本県の取扱いについて

環境省 通知項目	通知の内容	本県のこれまでの取扱い	今後の取扱い
第一	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可等を有することと、当該設置許可等に係る施設が存在することは、個別に考慮されるべきである。 ・施設の更新に当たり、処理施設を廃止し撤去しても、当該設置許可は廃止されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設を撤去する際は、廃止に係る軽微変更等届を提出させることにより、当該設置許可の廃止とする。 ・神奈川県廃棄物処理法律施行細則第7条に基づき、施設を廃止した際は、許可証を返還させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を更新するための既存施設の撤去については、下記第二又は第四のとおり、施設の廃止には当たらないものとする。 ・施設の廃止にあたっては、廃止に係る軽微変更等届の提出により、施設設置許可の廃止とする。 <p>【変更なし】</p>
第二	<p><同一の施設に更新する場合の手続></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設施設を撤去し、設置許可等と同一に施設を設置しようとする場合は、許可等は不要。 ・この場合であっても、使用前検査は必要。 ・なお、更新した施設に係る基準の適用は、現行基準に照らし、改めて判断。（第三以下同様） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の施設※に更新しようとする場合、許可等は不要。 ※図面、型番等がすべて同一のもの ・施設の更新の際は、当初の設置から年月を経ていること等から、全く同一の施設に更新することは想定し難いため、通常は環境負荷の低減の可否等によらず、廃止に係る軽微変更等届及び新規設置許可が必要。 ・更新により新規設置する施設には、現行基準を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図面、型番等を含め、全く同一の施設に更新（スクラップアンドビルド）する場合は、施設の廃止及び変更に係る手続きは不要だが、通知を踏まえ、使用前検査を実施する。 ・新旧の施設の仕様を精査の上、図面、型番等の違いが施設の能力や環境負荷に直接的に影響しないことが明らかでない場合は、同一の施設と判断できる場合もあると考えられる。 ・なお、既存施設への経過措置が適用されていた施設については、施設の更新に伴い現行基準が適用されるため、現行基準を満たせない場合は、同一ではない施設に更新するよう指導する。 <p>【運用の明確化】</p>
第三	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部（主要な設備、その他の設備及び部品等）を同一のものに交換する場合、変更に係る手続は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部を同一のものに交換する場合、変更に係る手続は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部を同一のものに交換する場合、軽微変更届を含め、変更に係る手続は不要。 <p>【変更なし】</p>

環境省 通知項目	通知の内容	本県のこれまでの取扱い	今後の取扱い
<p>第四</p>	<p><同一ではない施設に更新する場合の手続></p> <ul style="list-style-type: none"> 既設施設を撤去し、これと同一でない施設を設置しようとする場合は、変更に係る手続きが必要。 (国は、施設の撤去後も当初の設置許可はなお有効との立場) 変更しようとする内容が、軽微変更該当すれば、処理能力の増大を伴っても手続きは軽微変更で足りる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同一ではない施設に更新する場合は、廃止に係る軽微変更等届及び新規設置許可が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 同一ではない施設に更新（スクラップアンドビルド）する場合は、次の場合を除き変更許可により対応する。 更新（スクラップアンドビルド）により変更する内容が、軽微変更該当すれば、処理能力の増大を伴う場合でも軽微変更で足りるが、通知の趣旨を踏まえ、使用前検査を実施する。この時、軽微変更に係る現地確認については使用前検査により確認可能であるため、不要。 <p>【手続変更】</p> <p>なお、規則 5 条の 2 第 3 号及び規則 12 条の 8 第 3 号に掲げる設備の変更は変更許可対象となるため、現時点で、軽微変更対象となり得る更新（スクラップアンドビルド）は、一般廃棄物処理施設の一部に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設への経過措置が適用されていた施設については、施設の更新に伴い、現行基準が適用されるため、現行基準を満たせない場合は、基準に適合する施設への更新を指導する。 <p>【変更なし】</p>
<p>第五</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の一部を同一ではないものに交換する場合は変更に係る手続きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、変更に係る手続きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、変更に係る手続きが必要。 <p>【変更なし】</p>

環循適発第 2104051 号
環循規発第 2104051 号
令和 3 年 4 月 5 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の許可又は第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 9 条の 3 の 3 第 1 項の届出（以下「設置許可等」という。）により廃棄物処理施設を設置する者（以下「許可施設等設置者」という。）が、当該設置許可等に基づき設置した廃棄物処理施設を撤去し、新たに廃棄物処理施設を設置する、いわゆる廃棄物処理施設の更新に係る手続については、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成 29 年 2 月 14 日中央環境審議会）によって、「施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡略化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである」との意見具申があったところである。今般、改めて下記のとおり通知するので、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、平成 26 年 6 月 23 日付け環産産発第 14062313 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについて（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 廃棄物処理施設の設置許可等について

設置許可等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 5 条又は第 7 条に規定される廃棄物処理施設を「設置しようとする者」が受けなければならないものであるから、設置許可等の時点では、当然に当該設置許可等に係る廃棄物処理施設は存在せず、ゆえに、設置許可等を有する

ことと当該設置許可等に係る廃棄物処理施設が存在することは、個別に考慮されるべきであると解される。

このため、廃棄物処理施設の更新に当たり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない。

第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設等設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はなお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。

ただし、この場合であっても、法第8条第1項又は第15条第1項の許可により廃棄物処理施設を設置する者は、改めて設置した廃棄物処理施設について、法第8条の2第5項又は第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、都道府県知事又は政令市長によって当該許可に係る法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。

なお、更新した廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断されたい。また、第三以下も同様である。

第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備並びにその他の設備及び部品等（以下「廃棄物処理施設の一部」という。）で構成されるが、これらを同一のものに交換する場合は、当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴わないため、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する変更許可申請若しくは法第9条の3第8項に規定する変更届出又は法第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項又は第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）に規定する軽微変更届出（以下「変更に係る手続」という。）を要さない。

第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、これと同一ではない廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、なお有効である当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更することとなるため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

よって、既に当初設置許可等と同一の廃棄物処理施設が製造されていない場合に

その後継施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合、又は同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新する場合等については、処理能力の増大を伴ったとしても、規則第5条の2、第5条の9の2、第5条の10の9又は第12条の8に規定する設置許可等を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更該当すれば、更新後遅滞なく当該軽微な変更を都道府県知事又は政令市長に届け出れば足り、もって生活環境影響調査等の手続を要さない。

第五 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、当初設置許可に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴うため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。